

住宅の耐震化を支援します！

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の9割近くが住宅の倒壊による圧死によるものでした。日本各地で大規模地震が続発しており、いづどこで地震が発生してもおかしくない現況の下、一刻も早く耐震化を進めて「強い住まい」にすることが不可欠です。

広陵町では木造住宅の所有者などによる耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対しては工事費の一部を補助する制度を実施しています。

木造住宅の無料耐震診断

◆対象住宅

○昭和56年5月31日以前に建築された、町内の在来軸組工法の建築物（柱、梁、筋かいなどで軸組を形成するもの）

○延べ床面積が250㎡以下で、地階を除く階数が2階建て以下のもの

◆対象者

対象となる住宅の所有者
※共有の建築物の場合は、共有者全員により合意された代表者

※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要

◆費用

無料

◆募集件数

5件（先着順）

◆受付期間

6月21日（月）～7月9日（金）
午前8時30分～午後5時30分
※土・日を除きます。

◆申し込み方法

○希望される方は、必ず事前にご相談ください。
事業対象となるか確認させていただいてから、申し込み受付となります。
○直接業者に耐震診断を頼まれた方は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

木造住宅の耐震改修工事費補助

◆対象住宅

○広陵町の耐震診断制度の対象住宅。
○広陵町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断で、診断結果が1.0未満と診断された住宅。

◆対象者

対象となる住宅の所有者など
※共有の建築物の場合は、共有者全員により合意された代表者

※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要

※居住者が施行する場合は、対象住宅の所有者の同意が必要

◆条件

○50万円以上の耐震改修工事
○耐震診断結果が1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事または、0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事

◆補助内容

50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。
ただし、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とします。
※耐震改修工事に付随しない模様替えなどの改装費や設備工事費、調査費、耐震診断費、設計費、申請書類などの作成費用、その他直接耐震改修工事の施工以外のものは補助の対象になりません。

◆募集件数

2件（先着順）

◆受付期間

6月21日（月）～7月9日（金）
午前8時30分～午後5時30分
※土・日を除きます。

◆申し込み方法

申請用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて役場都市整備課へお申し込みください。

- ①耐震改修工事の見積書および内訳書
- ②住宅の付近見取図および写真（外観のわかるものを複数枚）
- ③現状配置図、平面図
- ④住宅が昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であることが確認できる書類
- ⑤住宅の所有者などが確認できる書類
- ⑥耐震診断の結果の写し
- ⑦耐震補強設計図書
- ⑧耐震改修工事工程表
- ⑨建築士による設計内容確認書

※詳しくはお問い合わせください。

◆ご注意ください

○木造以外の構造が混在している住宅や、昭和56年5月31日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。

○耐震診断や耐震改修工事は、それぞれ申請年度内に完了してください。

○耐震改修工事については、必ず工事契約の締結前に補助金の申請を行う必要があります。

○耐震診断および耐震改修工事の補助は、町税を滞納している方は申し込みできません。

○町の耐震診断（改修）助成事業では、戸別訪問などによる勧誘は一切行っておりません。

◆申し込み・問い合わせ先

役場 都市整備課

☎内線 1186・1192